# 健康福祉常任委員会会議記録 (概要)

令和5年12月8日(金)

開 会(午前9時0分)

# 【議 事】

### ○請願第7号「重度障害者の就労に関する請願」

川辺委員長

初めに、紹介議員として、斉藤かおり議員、谷口雅典議員に御出席をいただいております。この際、紹介議員の方に一言御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げます。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。

初めに、斉藤かおり議員、谷口雅典議員の順にお一人5分以内で御説明いただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、斉藤かおり議員にお願いいたします。

# 【紹介議員の説明】

斉藤議員

この請願を出すことになったのは、御本人のほうから要望がありまして、とても困っていると、自立したいけれども現状は御自宅で生活をされています。オンラインの終了の他に、就業時間に移動があったりすることもあるのですけれども、その際に勤務時間内にヘルパーを頼むことが現状ではできない、今どうしているかといいますと、同居されている

お母様に移動をお願いしているということです。ただ、本人は今後のこ とを考えたときに、どの家庭もそうですけれども親はいつまでもいるわ けではないので、とても彼女は自立心があって、今後のことを考えた場 合、独立して一人暮らしをしたい、そういった希望があります。実際、 居住する場所を探したりですとか、そういうことをされて居住箇所を見 つけました。ただ、その際にやはり移動が困難ですので、重度障害者等 就労支援特別事業が所沢市で通らないと一人暮らしが可能にはならな いというお話を伺いました。それで、どうにか事業を所沢市で通したい ということで紹介議員として請願を出させていただいたところです。こ れまで、福祉施策における障害福祉サービス等では、制度上就労の際の 外出支援や身体介護などを提供することは認められていませんでした が、今回国より令和2年10月に福祉施策と雇用施策が連携して重度障 害者が就労する場合に、通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行 うこの重度障害者等就労支援特別事業が市町村の実施可能な新たな福 祉サービスとして示されたことで、彼女の希望する自立というのが可能 になったと考えます。この制度は市が100%負担ではなく、国が5 0%、都道府県が25%の費用補助があり、市町村の負担は25%です。 財政を理由にこの制度を通さないという理由はないかと思います。加え て、この所沢市という地域は全国でも唯一国立のリハビリテーションが ある地域です。これは国の機関で1か所、この所沢市にしかありません。 そういった地域性も鑑みますと、所沢市にとってこの事業を通すという

ことは大変意味があることだと思います。私が生活している中でも、白 杖者ですとか、車椅子ユーザーの方をよく見かけます。この制度が通る ことによって、この所沢市が障害者にとって、もっとよりよく生活しや すいまちとなると思いますので、この請願を採択することを求めます。 以上、説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございま した。

谷口議員

それでは、斉藤議員が細かく説明いたしましたので、私はごく簡単に お話させていただきます。この重度障害者の就労に関する請願というこ とで、実際働く意欲、そしてスキルを持っているにも関わらずですね、 重度の障害があるということで、職場への移動、あるいは仕事をする上 での日常生活の身体介護、こういったサポートがないがためにですね、 なかなか働けないといった実情があるということです。実際働くことで 収入を得る、そして、働くことで社会とのつながりを強固にするという いわゆる普通の願い、これを実現すべきタイミングではないかというふ うに考えます。実際、この重度障害者等就労支援特別事業、これはいわ ゆる任意事業を地域生活支援促進事業、任意事業ということで、埼玉県 内ではさいたま市と桶川市が実施されているようですが、今回所沢のほ うでもですね、同じような形で、この任意事業を実際、市として政策と して行ってもいいのではないかと考えて、会派で検討した結果、この請 願に対しての紹介議員という形で私がならせていただくというような 経緯であります。よろしくお願いいたします。

# 【紹介議員に対する質疑】な し

休 憩(午前9時10分)

※紹介議員退出、参考人入室

再 開(午前9時12分)

川辺委員長

再開いたします。次に、本日は、参考人として、八木椎奈さんに御出席をいただいております。

この際、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。

初めに、八木参考人に、5分程度で御意見を述べていただき、その後、 委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

## 【参考人の意見陳述】

八木参考人

私が今回請願を出した理由を述べさせていただきます。私が今回請願 を出した理由としましては、先ほど紹介議員の方から御説明もあったか

と思い、重なる部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。 私は今、実家で母と2人暮らしをしておりまして、その母も年を重ねて きて私の介護が難しくなってきたことにより、一人暮らしを検討するよ うになりました。一人暮らしをするために物件を自分で頑張って探した ところ、段差があったりだとか、オートロックの扉がすぐ閉まってしま って車椅子で中に入ることができなかったり、オートロックの鍵が高く て届かなかったり、玄関のドアが重かったりと様々な問題があり、車椅 子で一人暮らしができる物件を見つけることは大変困難です。約2年前 に車椅子や障害に理解のある大家さんと不動産屋さんに出会うことが できたことにより、さらに一人暮らしをしたいという気持ちが強くなり ました。良い物件には出会ったのですが、やはり全てヘルパーさんの支 援なしで、全て1人で生活していくというのはとても困難だったため に、今現在はその物件を諦めてしまっている状態です。良い物件に出会 ったときに、ヘルパー事業所を探したり、福祉用具の方と相談していく 中で、市役所の担当の方から制度上、就労中重度訪問介護を使うことが できないということを、そこで初めて教えてもらいました。そのことを 知ったときには喪失感と悲しさでいっぱいでした。どうにか一人暮らし ができる方法がないかと調べたところ、厚生労働省が令和2年10月か ら重度訪問介護と就労特別支援事業を推進していることが分かりまし た。そして今回、請願を出す前にプラットフォームで全国から署名を集 めてみたり、重度障害者等就労支援特別事業を既に実施している市町村 の事例を自分なりに調べたりもしてみました。調べていく中で分かった ことですが、この事業を検討すらしていない自治体があったり、実際に 車椅子の当事者が市役所に相談に行ってみても財政の問題で難しいと 言われた人もいたようです。私の友人の話になるのですが、重度訪問介 護のサービスを使いながら、一人暮らしをするのはもう制度上難しいと いうことで、最初から諦めている人がいたり、長時間就労できる能力が あるのにヘルパーサービスを使いたいからという理由で短時間就労を している友人もいました。その友人はもうちょっと収入を得て、将来一 人暮らしのために貯金をしたいと言っていましたが、やはり制度上難し いのでそういったことも諦めているようでした。私はそのような現状を 自分で調べたり、友人から聞いたことを目の当たりにして、国が推進し ている事業があるのに、自分が住んでいる自治体が制度を始めていない という理由だけで就労しながら一人暮らしをするということは、私は諦 めることができません。また、今は母が元気で、私の身の回りの介助を 全てやってくれていますが、例えば病気で長期に入院したりとか、万が 一のことがあったときに、この制度を利用して、就労しながら一人暮ら しをしていけば、お互いにとって安心だと思います。今がよければいい ということでもなく将来を見据えての請願でもあり、この制度がいち早 く使えるようになることを願います。よろしくお願いいたします。

# 【参考人への質疑】

斎藤委員

お話聞かせていただいて、とてもよく分かった。今お仕事をされているということだが、どのぐらいの時間を仕事されているのかお聞きしてもよいか。

八木参考人

1日7時間勤務で、週5日でフルタイムで働いています。

斎藤委員

こちらは一人暮らしをされても、このサービスがあれば週5日7時間働くことが可能になるので、それをお願いしたいというような認識で間違いないか。

八木参考人

その認識で間違いありません。

赤川委員

この制度を使って、八木参考人がヘルパーを1日何時間ぐらい頼めれば就労が十分できるというふうに考えているか。

八木参考人

就労自体は勤務時間の1日7時間週5日いただければ問題ないです。

赤川委員

ヘルパーをお願いする時間帯を伺いたい。

八木参考人

時間帯は午前8時45分から午後5時までお願いしたいです。

# 斎藤委員

ヘルパーを使いたい時間ということで、これはもし一人暮らしをされた場合には今の制度が使えないとすると、どのぐらいの時間になるということなのか。今現在、7時間就労されているということがヘルパーを就業中使えないということで、お母様の手も借りられないってことになると、どのぐらいの時間まで減ってしまうのか。

## 八木参考人

手助けがなかったら、フルタイムは難しくて午前中だけとか午後だけとか短時間就労になってしまうことが予想されます。その理由としましては、水分を1人で摂ることが難しかったり、トイレに1人で行くことが難しかったり、あとトイレに間に合わないことがあったりとかも考えられるので、短時間就労で、その水分とトイレが我慢できるぎりぎりの状況を考えると短時間勤務になってしまうことが予想されます。

#### 粕谷委員

今就労している就業先については、例えばいくつかそこを探して、そこが働けるということでなったのか、それとも、そこの企業しかないということで働き始めたのか。

# 八木参考人

会社に勤めるまでたくさんの企業を探して、条件に合うのが今の会社 だったということになります。

# 【参考人への質疑終結】

川辺委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言御礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本委員会のために御出席いただき、貴重な御意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、いただいた御意見を今後の委員会審査に十分いかしてまいりたいと思います。

休 憩 (午前9時26分)

※参考人退室

再 開 (午前9時27分)

# 【質 疑】

山口委員

所沢市において、このサービスを要望されている方は現在どのぐらい いらっしゃるのか。

一色障害福祉

現在要望の人数等につきましては、把握ができてない状況です。

課長

中井委員

問い合わせとかもない状況なのか。

一色障害福祉

問い合わせということでございますけれども、数年前から、一般質問であるとか、それから市長への手紙をいただいているという経緯はござ

課長

います。しかし、今回の雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業そのものを、法律による対象者の方から具体的な問い合わせといったものを受けたことはございません。

中井委員

障害者団体からも同じような要望が出ていたかと思うが、確認したい。

一色障害福祉

課長

今手元に資料はございませんけれども、数年前からこういったお声を いただく機会がございました。

赤川委員

この事業のための対象者という話だったが、そもそもこの重度障害者 の方は市で把握している段階で、市内に何名ぐらいいらっしゃるのか。

一色障害福祉

課長

こちらの制度の対象になります重度障害者につきましてお伝えいたします。こちらの制度はですね、重度障害者と一般に呼ばれる方の中でも以下の三つのサービスを利用されている方が対象というふうに決められております。一つが重度訪問介護というサービスでございまして、これは直近の令和5年11月末現在の利用者数が26名でございます。それから、二つ目のサービスが同行援護というサービスでございますが、こちらは145名いらっしゃいます。三つ目、行動援護というサービスで、こちらが46名になります。

赤川委員

この事業に関しては、それに必要な費用について、これに対してどれ だけの援助がされるのか。これについて、制度の説明をお願いしたい。

一色障害福祉

課長

国から示された資料からの引用でございます。国から 2分の1の経費、それから県から4分の1というふうに示されてございますけれども、こちらの詳細につきましては申請をしないと分からない部分もございますので、4分の3が本当にフルで支給されるかどうかというのは現時点では把握できていないところでございます。というのも、障害福祉のサービスはこういった割合が示されていても実はそれに達しない補助率、支給率というのが非常に多くございますので、そういった意味ではまだ正確には把握できてないというところになります。

赤川委員

実際に実施している自治体もある。先ほど谷口議員のほうから、さいたま市と桶川市という発言があったが、その辺の事例なども調べてどういうふうになっているかという調査をしたことはあるのか。

一色障害福祉

課長

県内で先行し、実施をしている市町村が2つございます。さいたま市 と桶川市でございまして、桶川市につきましては制度をつくった後に利 用者の方がまだいらっしゃいませんので、そちらの照会というのはなか なか難しいのですが、さいたま市につきましては、これは電話での調査 でございますけれども、年に何度か担当の方に照会をさせていただいて、情報収集を続けさせていただいています。

中井委員

確認だが、所沢市がこの制度を行わない根本の理由というのは、結局 のところ何なのか。

一色障害福祉

課長

新しい制度になりますので、これは一般論になるかと思いますけれども、制度の状況、ニーズの状況を把握しまして、それから先行市の事例を収集し、それから総合的な視点で検討していくという流れになるかと思います。今はまだその決定に至るところまで到達していないといった認識かと思います。

中井委員

所沢市は障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例があるかと思うが、この中で所沢市の責務として、障害のある人が自立した生活を送るために必要な支援というものがあり、ここに当たると思っているが、今でもされているのかもしれないが、今後、障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例があるので、検討されていくのかどうか考えを伺いたい。

一色障害福祉

御指摘いただきました条例もしかりですし、あと我々は計画を定めて 事業を行っております。例えばですけれども、今、第5次障害者支援計

課長

画に定める中でも雇用就労の促進ということで、こちらで書かせていただいている内容としましては、働く意欲のある障害者がその特性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就職および就職後の職場定着に対する支援や、就業機会の確保、福祉的就労の充実を図るなど、総合的な支援を推進していく必要がありますと我々は記載しておりますので、そういった意味で、ただ非常に就労に対するいろいろな多様な障害者の方がいらっしゃいますし、多様なニーズがございますし、状況変化がございます。そういったものを総合的に踏まえて、優先順位をつけて着実に一つ一つ実施をしていくというふうに考えております。

粕谷委員

実際、例えばこういった事業が重度障害者の方が企業に就労するといった場合に、所沢市内の企業として受入れ側のほうも、かなり理解がないと難しいのではないかと思う。その辺の所沢市内のその企業の実態とかそういう状況を何か市のほうで把握しているのか。

一色障害福祉

課長

企業であったり、社会の実態把握が非常に重要であるというふうには 認識しておりますが、現実にはかなり難しいものだというふうにも認識 しているところです。福祉部門だけではなく、いろいろな部門と連携し て進めているところですけれども、福祉部門としましては障害のある方 もない方もこういった周知啓発の活動も進めているところですが、今回 こういった機会もございましたので、国の高齢障害求職者雇用支援機構 に問い合わせを行っております。実際に企業側の重度訪問介護サービスを受けている重度障害者である労働者の業務に必要な支援や、通勤支援等のサービスを受けている実態を、地域の実態を知りたいということで問い合わせてみたところですが、情報を公開していないということで、その情報を教えていただくことができませんでした。ですので、本当は企業側と福祉側で一体的に支援をすべき状況ですけれども、引き続き状況把握の努力が必要なものだというふうに認識しております。

### 斎藤委員

こちらの請願の内容のところにも記載されてるが、「本事業の実施の費用については、上記のとおり国が50%、都道府県が25%の費用補助があり、市町村の負担は25%から重度障害者の自己負担分を控除した額となります。最も重度訪問介護の費用についても、国と都道府県が75%を負担するため、重度訪問介護利用している時間が本事業に置き換わる限りにおいては、市町村の負担は大きく変わりません。むしろ本事業の場合は、障害者雇用納付金制度に基づく助成が優先して適用されるため、市町村の負担はその分小さくなります」というふうにあるが、その事実関係等を分かる範囲で教えていただきたい。

一色障害福祉

課長

こちらの請願に記載されている文章かと思いますが、私の解釈としま しては、一般的なお話であれば、これはあり得る話かなと思います。と いうのも、一般的には福祉の側で、重度訪問看護のサービスを支給して いれば福祉のほうで費用を全額負担するということ。それが企業側とそれから福祉側に費用負担が分かれるということになれば、状況としてはあり得ると思うのですけれども、所沢市においてはですね、今現状、重度訪問看護をお使いの方が、こういったものに切り替えるという状況ではございませんので、現状のところでは、今これにそのまま当てはまるものが今状況があるということではないということです。一般論というふうにして捉えております。

中井委員

先ほどの答弁の中で、多様なニーズの中で優先順位をつけていく段階という説明があったと思うが、はっきり言えるかどうか分からないが、今回このような形で請願も出ているし、利用される方は他の市町村とかも見てもそんなに多くないということを見ると、優先順位として高い順位をつけられるのではないか思うがどうか。

一色障害福祉 課長

今回の請願については非常に重く受け止めておりますので、より一層 耳を澄ませて、市だけではなく相談支援事業者であったり、就労をお願 いしている就労支援事業もございますし、そういった事業者等と連携し て、丁寧にお話を伺っていく必要があるというふうには認識を改めてい るところです。しかし、優先順位をつけるというのは総合的な判断にな りますので、それについてはこちらでお答えするのはなかなか難しいか なと思います。 斎藤委員

先ほど、どのぐらいの企業のほうにどのぐらいそういった配慮が必要なのかといった質問があったと思うが、そこの企業のほうからお答えができなかったということで、その企業とは別に就労の定着を支援している事業者や、就労支援を行っている事業所もあると思うが、そういったところからの意見というのは何かあったのか。

一色障害福祉

課長

今回の件も含めてですね、働きたい方が働ける環境づくりというのは、意識していろいろな方の御意見を伺っているところですけれども、 重度の障害のある方が働くというのは非常に状況は厳しいものという ふうには伺っているところです。

中井委員

請願の趣旨の中に「社会通念上適当でない外出」とあるが、これはどのような外出を指すのか。

一色障害福祉

課長

こちらについて、正確に調べていないのですけれども、一つ相当する ものとしたら例えばですけど、不法行為的なものとかというものは、そ ういうものに該当するというふうには認識しているところでございま す。

赤川委員

所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例が一部改

正をされ、来年度の4月から合理的配慮について努力義務が義務規定になった。そういう意味においては、今回のこの事業っていうのはやはり障害者が社会に参加していくという意味において、やはりこれ合理的配慮の、一つのものになるのかなと思っている。こういう制度を作るということは、合理的配慮の一つになるんじゃないかと思うが、これについて、どう考えているか。

一色障害福祉

課長

合理的配慮に該当するか否かというのは、個々のケースがございます ので丁寧にお話を伺う必要はあるかと認識しております。

赤川委員

それも検討であり、こういう制度をまず作るということから合理的配慮に当たるのかなと思っている。それを市として示していくというのは今後の施策として検討していただきたいと思うが、これについて意見を伺いたい。

一色障害福祉

課長

先ほど申し上げたことになりますけれども、就労支援の事業につきましては非常に重要性の高いものというふうに認識をしているところでございますけれども、個々の事業につきましては総合的な判断で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

粕谷委員

重度障害者等就労支援特別事業の「本事業のその実施の費用」という

対象項目等についてお示しいただきたい。

一色障害福祉

課長

国から提供されている資料を見る限りでございますけれども、基本的にはヘルパー事業者に費用を負担するという部分がございますので、そういった部分でのサービスの人件費というか、そのサービス実施に関わる費用が必要経費になるものと認識しております。

粕谷委員

ヘルパー事業に補助を出すということで、要するにヘルパーがどこまでのサービスに対して出すかということについてはどうか。要するに全てのサービスに対して出すのか、多分いろいろな要件というか条件があるのかと思う。要するに補助なので、その辺をもし分かっていれば示していただきたい。

一色障害福祉

詳細につきましては、まだ承知してございません。

課長

## 【質疑終結】

休 憩 (午前9時50分)

※休憩中に協議会を開催

再 開 (午前11時21分)

## 【意 見】

赤川委員

本請願は、重度障害者雇用に新しい光を与える重要な請願であり、請願者の勇気ある行動に心より敬意を表します。市は、所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例の趣旨を鑑み、速やかに重度障害者等就労支援特別事業について検討準備に入ること求めます。しかし、委員会質疑を通じ、市としての調査や研究がまだ不十分なところが多いことも分かりました。また、この事業は企業も絡み、複雑な制度設計になっており、これから他自治体の事例や補助率などを研究に十分な準備を要することが考えられます。よって、請願者の趣旨を十分酌み取り、趣旨採択を主張します。

# 【意見終結】

## 【採 決】

川辺委員長

請願第7号については、全会一致、趣旨採択すべきものと決する。

休 憩(午前11時23分)

※説明員退室

再 開(午前11時28分)

○請願第4号「加齢性難聴問題に対する所沢市の施策を充実してくださ

11

川辺委員長

初めに、紹介議員として、大舘隆行議員、石本亮三議員、小林澄子議員に御出席をいただいております。

この際、紹介議員の方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げます。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。

初めに、大舘隆行議員、石本亮三議員、小林澄子議員の順にお一人5 分以内で御説明いただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお 願いいたします。

# 【紹介議員の説明】

大舘議員

加齢性難聴は、以前からいろいろな方から所沢市でも補助金をつけてほしいということで御相談を受けており、担当課にそういう形でずっとお願いしてまいりました。また、議場でも、いろいろな議員が一般質問をしてまいりましたが、ここで請願という形で出てまいりましたので紹介議員として名前を出させていただきました。ぜひとも、慎重審議しっかりしていただいて、ぜひ前向きの御回答をお願いしたいと思います。

石本議員

本日このような場をいただきましてありがとうございます。

加齢性難聴の問題に対する今回のこの請願ということで、私が紹介議員になった大きな理由は、2期目以上の方だったら御存知かもしれませんが、両親の介護をしてきた関係で、私はずっと介護問題をライフワークでやってきた経緯があります。そうした中で、団塊の世代の方がいよいよ後期高齢者を迎えるんです。75歳以上になると一気に介護サービスを使う方が急増するっていうのは、厚生労働省の統計でしっかり出ています。そういう意味で、ちょうどこのタイミングでこの加齢性難聴に対する施策を求める請願が出てきた時に、これは当然のことながら必要だなと思っています。

もう一つこの福祉の面でいくと、耳が聞こえなくなってくると、認知症なんかにもつながっていくんです。私事ですが、私の父もそうでしたし、今叔母も耳が遠くなって認知症になってきています。そういう症状が出てきて、改めてこの福祉の側面ということで言うと、やはり大事だということが一つです。もう一つ、補聴器というのは福祉だけの側面にとどまらないと思います。私の周り、地元でもいらっしゃるのですが、補聴器をつけたことによって例えば、免許を返納するきっかけになったと言う方がいます。例えば、味覚とか視覚とか聴覚とかありますが、このうちの一つの聴覚が支障を来してることになるわけです。難聴でこの補聴器が必要となる方っていうことでいくと。そういうさっきの免許の返納の事例でいくと、補聴器をつけたことによって運転をすることを断念するのを御本人がしっかり覚悟したとか、そういうふうなことも聞い

ていますので、やはり必要なのかなと思っています。

あともう一つは視点が違うのですが、前期に天野元議員と約2年間ぐ らい同じ会派でした。天野元議員は、毎定例会でこの加齢性難聴の補助 金を求める一般質問を続けていましたが、当時の部長からもそっけない 答弁やけんもほろろな答弁がずっと続いていて、そういうことも含め て、天野元議員が実現できなかったということもあり、同じ会派だった 人間としても、今回報いるチャンスがやってきたなというふうに思って おります。繰り返しになりますが、男性と女性では平均寿命が異なりま す。男性は大体今81歳ですが、女性は87歳です。厚生労働省の資料 によると、大体今の80代ぐらいの方や75歳以上の方は、男性と女性 の御夫婦の年齢差の平均が約3歳ぐらいです。平均寿命で6年ぐらい違 って、夫婦の御年齢が3年違うってことは、女性の一人暮らしが約9年 ぐらい続くんです。そういうことでいくと、この問題というのは特に会 話が少なくなる、女性の一人暮らしの問題解決の一つの手段でもあると いうことを言わせていただいて、簡単ですが理由とさせていただきま す。

小林議員

私も両親の介護をしてまいりました。年齢を重ねると体に様々な不調が現れてきたりするわけですが、耳が遠くなっているということについて、本人自身は本当に気づきにくいです。日常的な会話がしにくい、ちょっとしたところでトラブルも起こったりすることもあるわけで、意思

の疎通ができない。何度も聞き直したりして、もういい、みたいな感じ になることがあるのです。具体的には、本人自身も声が大きくなったり、 テレビのボリュームが大きくなったり、名前を呼ばれても気づかなかっ たり。また、車が背後から近づいて来た場合でも、気がつかなかったり。 そういう危険な目に遭うこともいろいろあって、加齢性難聴になってく ると、様々なシーンで日常生活に不便を来してくると思うんです。先ほ ど認知症との関係で石本議員もおっしゃっていましたが、2017年に 国際アルツハイマー病会議では、難聴が認知症の危険因子として発表さ れています。加齢性難聴というのが、認知症やうつ症状含めて生活の質 の低下に直接つながる、そういうことが言われております。70歳以上 の高齢者の2人に1人は難聴になると言われているんです。団塊の世代 が75歳以上になってきていますが、聞こえの支援が本当に大変重要な ことと思います。これらの生活の不安、不便から、解放してくれるとい うのがやはり補聴器ですが、それが1台あたり平均で15万円から30 万円と、私も母と一緒に買い求めた時にこんなにするのかと、改めてび っくりしました。本当に高額で個人ではなかなか購入はすることができ なかったりと、諦めてしまうことにもなってしまうんですね。ぜひとも 自治体での購入の助成や、また本人は耳が遠くなってるというのはなか なか気がつかないので、健康診査に聴力の検査を加えていただくことな ど、皆様に御審議をいただき、請願者の意を汲んで採決をしていただく ことをお願いいたしまして私の意見陳述とさせていただきます。

# 【紹介議員に対する質疑】 な し

休 憩(午前11時41分)

※紹介議員退出、参考人入室

再 開(午前11時42分)

川辺委員長

再開いたします。次に、本日は参考人として、八木多美代さんに御出席をいただいております。

この際、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。

初めに、八木参考人に、5分程度で御意見を述べていただき、その後、 委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

# 【参考人の意見陳述】

八木参考人

加齢性難聴問題、高齢者の聞こえに関わる施策で市に望むことを述べ させていただきます。私は、全日本年金者組合所沢支部支部長の八木多 美代と申します。陳述の機会を与えていただきありがとうございます。

御承知のように、70歳以上の高齢者の2人に1人が加齢性難聴にな っている実態があります。加齢性難聴は日常生活に支障を来すばかりで なく、コミュニケーションを困難にし、社会的な孤立につながるなど、 生活の質を落とす大きな原因になっております。最近では、加齢性難聴 がうつや認知症のリスクを増加させていることも明らかにされてきま した。加齢性難聴が、脳への聴覚刺激を減少させ、有毛細胞などの神経 細胞を死滅させ、認知機能を低下させていることが指摘されています。 うつや認知症につながる加齢性難聴問題は本人だけではなく、介護や医 療の制度にも関わる社会的大問題です。加齢性難聴問題への対応の大切 さに関わる国際的所見が次々と明らかにされる昨今の状況も踏まえ、所 沢市として、高齢者の聞こえ支援の取組について総合的な検討を進めて いただきたいと考えて、私たちは今市議会への請願をさせていただきま した。1,109筆の署名を添付しております。請願提出後も、署名が 次々と寄せられております。

所沢市内の聞こえ支援に関わる課題は、多岐にわたっています。早期から難聴に対処することの大切さなど、市民に対する啓蒙もほとんどされていないのが実態です。検査体制も大変不十分です。所沢市内の補聴器販売店の4分の1の店舗にしか認定補聴器技能者が在籍していないとされ、その数はわずか6名だと報告されています。所沢市として、担当部課を横断して、聞こえ支援の取組について検討する体制をつくることを強く求めます。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差がないにもかかわらず、補聴器使 用率は極端に低く、満足度も低い値になっております。補聴器の普及率 は、たったの15%、満足度は38%です。日本での補聴器普及の取組 が遅れ、世界的な水準から大きく立ち遅れているのが実態です。早期か らの補聴器使用が、脳の神経細胞減少を抑止する上で効果的だと言われ ています。日本の保険制度では、重度の難聴障害者に対する補助制度し か確立されておらず、WHOが指摘する中軽度の段階からの補聴器普及 制度は確立されていません。現在の補聴器購入費は、安価なものでも片 耳15万円程度します。中軽度の難聴者に対する保険適用制度がないた めに、全額自己負担となっており、多くの高齢者にとって補聴器の購入 は本当に大変な負担となっております。埼玉県でも、東京都を初めとす る全国の自治体でも、補聴器購入費補助の制度が矢継ぎ早につくられて おります。所沢市においても、高齢者への聞こえ支援の取組の重要性を 踏まえて、国際基準も参考にしながら、早期からの補聴器使用推進のた めにあるべき助成制度について、しっかりと検討していただきたいと考 えます。

75歳以上の後期高齢者医療制度における健康診査は、高齢者自身に とって、自らの聴力の実態を把握するという重要な機会であると考えま す。検査項目の中に、聴力検査を加えることを埼玉県後期高齢者医療広 域連合、県、国などに強く働きかけていただきたいと思います。高齢に なっても心身ともに健やかに過ごすことができるまち所沢をつくるた めに、市としての施策を総合的に検討推進していただきますように強く 求めます。

# 【参考人意見陳述終了】

# 【参考人への質疑】

中井委員

確認だが、聞こえづらくなって困ったこと、御自身のことでもいいので、いろんな方からこれが困ってるんだよねっていうようなことをお聞きしてると思うが、どんな事例があるのか伺う。

八木参考人

大変高価であるということで、保険適用がなされてないということで本当に払えないという高齢者が多いです。それから、補聴器は耳が聞こえづらくなってもなかなか自分では気づかないので、気づかないうちにだんだん認知が進んでいく。それを防ぐために、やはり早期から補聴器をつけるということが大事だと思われるのですが、全く聞こえなくなってからこれは大変だと言って、医者にかかっても、もうそれは何とも仕方がないと言われます。そして補聴器を手入れするというのが大事なのですが、その手入れをするのにも、やはり耳鼻科に通ったり、電池交換をしたり、かなりお金がかかるということを私達も聞いております。お掃除をしていても、5年に1回くらいは補聴器を買い換えなければならないです。それも本当に高価なので大変なことなのですが、そういう訴えがかなり多いです。

長谷川委員

先ほど世界的な水準から、日本が大きく立ち遅れているとおっしゃっていたと思うが、欧米諸国など、他の国の状況がもし分かれば教えていただきたい。

八木参考人

聞こえの総合情報サイトで、イギリス、デンマーク、ドイツ、フランス、韓国、そして日本という表があり、それで遅れているということが分かります。イギリスなどは両耳100%、そして今申し上げたアフターケアや電池交換などを無料でやっているということです。デンマークもしかりです。そしてこの表にもありますが、韓国では片耳14万円、両耳約28万円です。国民健康保険で5年に1回、助成をしているという表が出ております。日本については全くなされておりません。

粕谷委員

2点ほど確認させてほしい。具体的に70歳以上という年齢も書かれているが、今回の市の施策、要するに補助制度だけれども、これは70歳からということか。

もう一つ、安価なものでも片耳15万円、先ほど15万円から30万円とかいろいろ出ているが、金額についてはどういう形で考えているか。例えば補助率とか全額とか、2分の1だとか、その辺の具体的なお話がもしあったらと思う。

### 八木参考人

例えば、保険適用になれば1割から3割とか、その本人によっているいろ段階があると思うんですが、補聴器の種類もかなりの段階があります。本当に軽度の補聴器だとかなりお安く、もう本当に聞こえなくなってからのだと、とっても高価というふうに聞いております。私たちが望むのはやはり保険適用ということです。

## 粕谷委員

保険適用ということのお話もあったけれども、要するに購入費の助成制度が確立されることを求めるというふうになっているが、例えば3割負担でも1割負担でも保険適用になっている場合でも、要するに自己負担が出てくるわけである。その自己負担の満額を補助するのか、それとも自己負担の2分の1を負担してもらいたいのかとか、具体的に考えがあるのか。

また年齢も、ここに70歳以上の高齢者の2人に1人が加齢性難聴になっている実態があるということだが、実際この購入費の助成制度というのは、70歳以上という形で考えているのか、それとも高齢者ということであれば65歳であるし、先ほど早期からというお話もあった。今回の助成制度については、65歳からという考え方か。その金額をどのような形で具体的に助成をしてもらいたいのかということである。

#### 川辺委員長

まず、お考えになっている年齢は65歳以上の高齢者ということか。 仮に制度ができたとしたら、何歳以上の方から補助をしたほうがいいと 思われるか。例えば65歳なのか70歳なのか、あるいは後期高齢者の75歳なのかという選択になるかとは思うが、どのようなお考えをお持ちか。

また、補助をした場合、全額補助してほしいというお考えなのか、それとも半分、また何万円なのかというように、具体的にどのくらい補助をしてほしいのかという質疑だが、そこら辺のお考えはいかがなものか。

#### 八木参考人

65歳なのか70歳なのかという限定ではなく、でも後期高齢者医療制度ということでは75歳以上です。しかし、軽度の難聴というのは年齢に関係なく、かなり若い時から何らかの原因によって難聴になるという場合があります。

私たちが求めているのは健康診査とか、そういうことが関わってくる となると75歳以上になりますね。

また、補助について、いろいろな市町村の措置を見てみますと、1人 1回限り2万円という例が多いのですが、やはり高価なものですので、 1回だけ2万円というのは私たちは望んでおりません。先ほど75歳と 言いましたが、早期からの補聴器使用推進のために、そういうことも考 えて、あるべき助成制度を確立してほしい、検討していただきたいとい うことです。 粕谷委員

購入費の助成制度の確立だが、年齢とか金額については、制度として 確立した中で、その辺は検討していただければということか。

八木参考人

そのとおりです。

# 【参考人への質疑終結】

休 憩 (午前11時59分)

※参考人退室

再 開 (午後1時00分)

# 【質 疑】

中井議員

所沢市の高齢者の難聴に困っている方に対しての聞こえについて、市 としてどのように考えているのかを伺う。

溝井高齢者支

援課長

まず、支援の考え方ということですが、実際に所沢市で取り組んでいる支援策なのですが、聴覚障害の認定を受けた方に、補聴器の購入助成や、手話通訳士、要約筆記等の要請を行うことにより、聴覚障害者との意思疎通を円滑にし、コミュニケーションの支援を図る事業を実施しております。また、聞こえをテーマとしました介護予防教室などを実施しております。公共施設のヒアリングループの設置や対話支援システム

「コミューン」などの設置を行っており、そういった形での聞こえの支援を行っているという認識でございます。

中井委員

高齢者の聞こえというのは、所沢市としても大きな問題であるという 認識でよいか。

溝井高齢者支

援課長

一般質問等で質問いただいていますところ、高齢者の人口はかなり増 えてきていますし、難聴の人も多いと聞いております。先ほど、説明い ただいたとおり、大きな問題であるという認識はございます。

中井委員

所沢市の中で、高齢者で難聴で困っている方の人数は把握されている か。

溝井高齢者支

現在、人数は把握しておりません。

援課長

中井委員

補聴器の補助だけでなく、市民の方からもう少し聞こえの取組を何か してほしいというような要望が、この請願以外で来たりすることはある か。

溝井高齢者支

そのような具体的な相談はあまり受けていないという認識でござい

援課長

ます。

山口委員

健康診査の検査項目の中に聴力検査というものを実施してほしいという請願内容があるが、所沢市としてはこちらの検査を対応できる医療機関というものは揃っているのか。

石川国民健康

保険課長

所沢市で実施しております後期高齢者の健康診査及び特定健康診査は、所沢市医師会に委託しているところですが、検査実施機関としては113医療機関あり、その内、聴覚検査ができる医療機関の数については把握しておりませんが、かなり限定されてくるものと認識しているところでございます。

中井委員

今の検査の中で、聴覚情報処理障害が分かるような検査をされている 病院があるかどうかというのを所沢市として把握されているか伺う。

石川国民健康

数の把握はしておりません。

保険課長

中井委員

数の把握はしていないけれども、所沢市内で実施しているところがあるかは把握しているのか。

石川国民健康

把握はしておりません。

保険課長

中井委員

現在、日本で助成されているのは、難聴者の方で高重度難聴の方でないと、補助は出ないかと思うが、これを軽度難聴に下げることを検討されたことはあるか。

溝井高齢者支

そういった検討はなかったという認識でございます。

援課長

赤川委員

請願の要旨の中に補聴器の購入助成があるが、全国で実施している自 治体は結構あると思う。また、補助率や補助額もまちまちだと思うが、 市で把握している県内で助成している市は何市あるか。

溝井高齢者支

4市あると把握しております。

援課長

赤川委員

自治体名と助成額が分かれば教えてほしい。

溝井高齢者支

助成の額については分かりませんが、市については、鴻巣市、秩父市、

援課長

草加市、越谷市で助成があると聞いております。

赤川委員

今回、請願の趣旨で保険適用していただきたいとあったが、審議会や、 その他機関の中で検討事項として挙がっているか、情報があれば教えて もらいたい。

石川国民健康

保険適用の検討については把握しておりません。

保険課長

赤川委員

全国的な動きの中で、それを求めるような意見を私は聞いたことがあるが、要望があるということは把握しているか。

石川国民健康

保険課長

そのような要望があるということは聞いておりまして、国も検診の対象とするかについては、費用対効果を含めて検討が必要であり、必要な知見を収集していくというような、厚労省の難聴への対応に関する省内連絡会議等で意見が出ていると伺っております。

山口委員

請願要旨3のところで後期高齢者医療制度の健康診査項目に聴力検査を加えることによって、対象者が所沢市には5万人ほどいると伺っているが、後期高齢者医療の保険料の増加というところで懸念はないか。

石川国民健康

おっしゃるとおり、後期高齢者医療保険の被保険者の方は年々増加し

保険課長

ていますので、検査項目の追加につきましては、保険料にも反映されて くるものであり、そういったことが懸念事項の一つであると考えており ます。

赤川委員

請願の要旨の中で、埼玉県の後期高齢者医療広域連合への働きかけについて、具体的にどういう場面や方法があるのか。

石川国民健康

保険課長

広域連合への働きかけにつきましては、主管課長会議をはじめとしまして、広域連合主催の会議におきまして、要望事項を直接伝えることが考えられます。また、年に2回、広域連合のとりまとめによる全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、国に対しまして、要望を伝えるという機会も別にございます。

中井委員

広域連合への働きかけとなっているが、所沢市独自で検査項目を付け 足すということは難しいのか。

石川国民健康

保険課長

独自に追加することはできないわけではございませんが、費用負担の 問題もございますので、慎重な審議が必要かとは考えております。

#### 【質疑終結】

休 憩 (午後1時13分)

※休憩中に協議会を開催

再 開 (午後2時25分)

#### 【意 見】

粕谷委員

市民クラブ未来を代表いたしまして意見を申し上げます。高齢者の耳の聞こえを保つことが、認知症予防にも有効であり、高齢化社会が進む中で、高齢者が安心して暮らせる社会の実現が求められています。今回の請願は、こうした社会の実現のために重要な内容が含まれていると思っています。加齢性難聴問題を軽視せず、市としての高齢者の聞こえ支援をすることは、必要であることと理解はいたしますが、請願内容を個々具体的に進めていくには、国や他市の状況などさらに調査研究する必要があることから、趣旨採択を主張いたします。

#### 【意見終結】

#### 【採 決】

川辺委員長

請願第4号については、全会一致、趣旨採択すべきものと決する。

休 憩 (午後2時27分)

※説明員退室

再 開 (午後2時35分)

○請願第5号「未成年者に対するあらゆるmRNAワクチンの接種券を 対象者への一斉交付ではなく、申請者にのみ交付することを求める請 願」

○請願第6号「所沢市における新型コロナの実態並びにワクチンの副反応及び後遺症の実態を市のホームページ等に掲載し、市民が正しく自己 判断できるよう、開示することを求める請願」

#### 【紹介議員の説明】

川辺委員長

初めに、紹介議員として、斉藤かおり議員に御出席をいただいております。この際、紹介議員の方に一言御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げます。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。

初めに、斉藤かおり議員に請願第5号・第6号と合わせて10分程度 で御説明いただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いい たします。

斉藤議員

初めに、請願第5号について説明させていただきます。未成年者に対する予防接種の種類で、mRNAワクチンというものにおいては、接種

券の送付を一斉送付ではなく希望する対象者へのみ交付としていただ きたいと考えております。理由といたしまして、現在の子供たちの予防 接種の数は一世代前と比べますと格段に増えております。一度に複数の 接種も行われている現状を知ったときは、あり得ないと私は感じまし た。そして、今回注視しているmRNAワクチンは、長い歴史の中で、 新型コロナワクチンとして人類で初めて接種をした種類のワクチンで す。つまり、接種が始まってここ2年の副反応及び後遺症は分かってお りますが、今後1年後、2年後にどのような影響が出てくるのかは誰に も分かりません。未知の世界です。今までのワクチンと今回のワクチン が全く違ったものだということを一体どのぐらいの方が理解をしてい るのでしょうか。ワクチン被害として、過去45年間、全てのワクチン での予防接種健康被害救済制度で認定されたのは3,522名、うち死 亡者151名です。一方、新型コロナワクチン、つまりmRNAワクチ ンで認定されたのは今年8月31日現在で4,098名、うち死亡者2 10名です。たった2年間で、しかも単独の新型コロナワクチンだけで 過去44年間の記録を超えております。厚生労働省の審議結果のデータ を確認しても、驚くことに10代の被害者が数多くいます。病気だった 子供が治療のために行ったものではなく、健康だった若者が予防のため に接種をしたワクチンによって健康被害を受け、重度の障害が残り、人 生を狂わされてしまった方も数多くいらっしゃいます。今回のmRNA ワクチン後遺症の特徴ですが、接種をするほどに自己免疫力が低下し、

個々の持っているものによって様々な形で病気を発症していきます。そ れゆえに、患者本人、家族、担当した医者ですらもワクチンが原因だと 気がつくことが困難です。被害を受けていても被害申請をすることにも ならない。疑いもしない。実際、今年の10月に私の叔父も新型コロナ ワクチンを接種して、突然ステージ4のがんになりました。本来であれ ば、高齢の方のがんの進行は遅いのですが、あっという間にレベルが下 がり、10月末に他界しました。やはり家族は疑ってもいませんでした。 接種後すぐに出る後遺症であれば分かりやすいですが、接種後数ヶ月 後、1年、2年後に、徐々に具合が悪くなっていくとすると、なかなか 原因を追求することも困難かと思います。所沢市内でも未成年が後遺症 に悩まされている方がいらっしゃいます。現実問題として、そのような 方が病院を受診して、検査をしても異常が見つかりませんということ で、複数の病院をたらい回しにされてしまいます。また、ワクチン後遺 症をしっかりと理解をし、それに取り組んでいる医療機関は全国でも数 少ないのが現状です。埼玉県内で私の知る限りでは2か所しかありませ ん。後遺症になってしまってからでは、本人もとより、御家族も生活が 一変してしまいます。であれば、健康被害が出ないように接種をするに 当たり、ワクチンのリスクもよく理解をし、接種を希望する人のみに接 種券を交付するとしたほうが接種をする本人も何か被害があったとき に納得できるのではないかと考えます。9月の一般質問の際にも申し上 げましたが、ワクチン接種券が送付されれば、そこにリスクがあること

を明記してあったとしても、育児で忙しい母親は市から送られてきたと いう所沢市への信頼のもと、読むことをしないのが現状だと思います。 当たり前のように接種券に記入をし、当たり前のように接種会場へ子供 を連れて行くと思います。私も4人子供を育ててまいりましたが、全て のワクチンを接種させてきました。ワクチンの種類が、生ワクチン、不 活化ワクチン、mRNAワクチンなんてことは確認しません。今後、新 型コロナワクチン以外、インフルエンザワクチンにもmRNAワクチン になっていくとも聞いております。9月より始まりました7回目の新型 コロナワクチンのXBBですが、そもそも人体実験をしておりません。 動物実験しかしていないものを生後6か月の赤ちゃんにまで摂取する という国の方針がおかしなことだと思います。せめて、私ができること は所沢に住んでいる子供たちを守ること。体の中に入れると自己免疫力 が下がるmRNAワクチンを理解の上、接種するという形にする。これ を所沢市でしていただきたく、この請願の私の説明を終わらせていただ きます。

続きまして、請願第6号「所沢市における新型コロナの実態並びにワクチンの副反応及び後遺症の実態を市のホームページ等に掲載し、市民が正しく自己判断できるよう、開示することを求める請願」の説明をさせていただきます。そもそも、どのくらいこの件の実態に関して、市が把握しているかという問題もあるかと思います。というのも、先ほども申し上げましたように、後遺症になってしまった本人、御家族、そして

担当医も、原因がワクチンだということに気がついていないケースが多々あるということ。さらに、当人がワクチンが原因ではないかと医者に伝えてもそれを否定する医者も多くいるということが現状把握を困難にしている要因だと考えております。そして、ワクチン後遺症になってしまった方が大きな声を上げているかといえば、決してそんなことはありません。だからこそ、新型コロナワクチンの危険性が市民に広がらないのだと思います。早朝より遅い時間まで救急車のサイレンが聞こえます。これは、コロナ患者による要請出動なのでしょうか。それとも、新型コロナワクチン接種によって自己免疫力低下による症状での要請なのでしょうか。

新型コロナに感染した多くの方はワクチン接種をしています。インフルエンザでもそうですが、予防接種を今までしてこなかったのに接種をした年だけインフルエンザにかかったという人に何人にも出会っています。今回の新型コロナワクチンも例外ではないかと思います。所沢市内で後遺症で悩まれている方に今月2名、来月1名お会いする予定になっております。後遺症で生活に困っている方の声をしっかり聞いて、市でできることを考えていかれればと思います。接種するかしないかの判断をするときに、接種をした人のその後を知るということは大変有効で、判断の材料になると思います。また、接種の案内を市から出しているのであれば、接種をする有効性とリスクの情報をしっかりと開示する責務があると考えます。市民の命と生活を守るために、市民が正しく自己判

断できるよう情報開示することを求めたく、説明を終わらせていただき ます。

#### 【紹介議員に対する請願第5号の質疑】

中井委員

先ほど、2年間でコロナワクチンで亡くなった数方が210名いらっ しゃるとの説明で、若者の死亡が多いということだったが、210名中 何名か御存知なのか。

斉藤議員

日々人数が変わるので、ちょっと人数は把握しておりません。ただ1 0代の子供たちが、いろんな普通に考えたらあり得ない病気に罹患して、後遺症を背負っているという現実は厚生労働省のデータのほうから 読み取れます。ただ、その厚生労働省が出しているデータにたどり着く までは簡単には検索しづらくて、そこのデータまでたどり着くのは困難 です。とても分かりづらく、言葉は悪いけれど隠されてるぐらいに思え るほどデータを見に行くのが、ちょっと数字を取りに行くのは時間かか りました。

長谷川委員

コロナ前と比較してその子供がワクチンを打たないとなり得ない病気になったとおっしゃってるその病気の割合が増えているのかどうか、 その推移について伺う。

#### 斉藤議員

その病気ごとの推移というのはちょっと私も把握していないのですけれども、数字がですね、あり得ないぐらい増えているというのは事実で、死亡者数、平均の全ての毎年亡くなる死亡者数がですね、ここ2年の数字を見ると、超過死亡者数がかなりの万単位で増えているのが現実です。それは未成年ということではなく、日本国内における死亡者数その平均よりも超えた超過死亡者数というのがここ2年間で、ちょっと数字が申し上げられませんけれども、調べてみると、万単位で増えている。そして、その数というのが東北の震災のとき以上に、増えています。それは地震があったわけでもなく、津波があったわけでもないこの社会において、このワクチン以外考えられないかと私は思っております。

#### 中井委員

その亡くなられている方が、コロナではなくてワクチンが原因だというふうに判断されている、その理由というのはどういうところなのか。

#### 斉藤議員

先ほど説明の中にも申し上げたとおり、私が情報を取っていく中で、 どうしてもマスコミの報道がですね、なぜかコロナ死を多く報道してい るんじゃないかという懸念がありました。情報取っていく中で、実は健 康なお子さんで、ワクチンにじゃなくてコロナによって死亡された方は ゼロ人です。コロナで亡くなられた方が数名いましたけれども、その方 は元々疾患を持っていた人が1名、そして交通事故で亡くなられたお子 さん、亡くなられてからPCR検査をしたら陽性だったということで、 コロナ死にカウントされているということがありました。実際このコロナで亡くなられた方のほとんどの方がワクチンを接種しております。そういったことから、救急車もコロナで呼ばれたのではなくて、ワクチンの接種による免疫力低下による何かしらのその方それぞれの疾患が出て、救急搬送されているのではないかと考えています。

#### 【紹介議員に対する請願第5号の質疑終結】

## 【紹介議員に対する請願第6号の質疑】

粕谷委員

前の請願にもあったが、一般社団法人ワクチン問題研修会とはどうい う団体なのか。

斉藤議員

ワクチンの問題を勉強する研究する、そんなに詳しくないので伝えられません。

粕谷委員

どういう人たちが構成員になっているのか。

斉藤議員

構成員まで把握しておりません。

#### 【紹介議員に対する請願第6号の質疑終結】

休 憩(午後2時57分)

※紹介議員退出

再 開(午後2時58分)

#### 【請願第5号の質疑】

山口委員

請願には、未成年者に対する一斉交付ではなくとあるが、私が知る限りでは、そもそも国としてはワクチンは今年度の3月をもって終了と認識しているが、所沢市としては今後未成年者に発送する予定はあるのか。

中山健康管理

課主幹

現在、本市のコロナワクチン接種券の送り方ですが、11歳以下の小児、幼児については全て申請制になっておりまして、接種券の送付はしておりません。12歳以上の方につきましては、令和5年の春夏接種を受けた方については、秋冬接種に使用するための接種券を送付しております。春夏接種の対象者というのが、そのほとんどが高齢者や基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方が該当しておりまして、こちらの方は予防接種法における公的関与の対象になっている方ということもございまして、接種券を送付しています。春夏接種の期間が令和5年9月19日までとなっておりましたので、接種間隔が3か月となっていることから、接種券の送付は12月19日ということになります。それ以降につきましては、全ての接種券が申請制ということになります。

#### 【請願第5号の質疑終結】

#### 【請願第6号の質疑】

山口委員

請願の要旨の(1)新型コロナによる死亡者及びその発症後の後遺症などの事例と数値、(2)ワクチン接種者の年代別数値及びワクチン接種後の副反応とワクチン後遺症と思われる事例と数値、(3)ワクチン接種が死亡原因と思われる事例と数値について、所沢市としてはこの数値を持っているのでしょうか。

中山健康管理

課主幹

こちらの数値につきましては、副反応の報告ということで厚生労働省のほうから、医療機関が厚生労働省に報告した結果が届いているので数値自体は把握しております。(2)のワクチンの後遺症と思われる事例の数というのは把握しておりません。(3)のワクチン接種が死亡原因と思われる事例と数値に関しましても、副反応の報告の中で、死亡という事例があればこちらで把握できるものとなっております。持っている数値とはそういったものになります。

河西保健医療

課長

要旨の(1)についてお答えします。死亡者数というところですが、 基本的に新型コロナウイルスに関する陽性者等の数値につきましては、 医療機関から報告されているのは埼玉県となりますので、埼玉県の管理 となっております。陽性者数につきましては、5類に移行するまでは県 から情報提供されていましたので、市のホームページで公表しておりました。死亡者数につきましては、埼玉県全体の数値は県のホームページで公表されておりますけども、市町村別の数値につきましては、市にも情報提供がされておりません。埼玉県に確認しましたところ、陽性者の居住地と届出医療機関の住所が必ずしも一致しないということがありますので、市町村別の数値は公表していないということでございました。このため、後遺症に関する数値も同様になります。

赤川委員

ということは、市で知り得る、副反応に関する後遺症についての実態 も含めたものは全て掲載しているということでいいか。

中山健康管理課主幹

現在、市のホームページにおきましては、市内の副反応の報告の件数や事例というのは公表しておりません。市のホームページでは厚生労働省の副反応報告に関するページを案内しておりまして、そちらで国全体のより大きな数値を把握できるということで紹介しているところです。新型コロナワクチンにつきましては、全国統一のワクチンを接種していることから、広域的な集計結果を確認いただくことで、より多くの事例を確認できて、正しい情報を得ることができるのではないかということで、こうした公表の仕方をさせていただいております。

斎藤委員

今まで、請願とは関係ないところで、市民からこういったものを公表

してほしいという声はあったのか。

中山健康管理

特にそういった要望というのは聞いておりません。

課主幹

#### 【請願第6号の質疑終結】

休 憩(午後3時5分)

※休憩中に協議会を開催

再 開(午後3時20分)

#### 【請願第5号の意見】

粕谷委員

請願第5号について、先ほど質疑の中で、一斉交付については、市としては12月19日を最後に、その後の一斉交付はないという答弁をいただきました。よって、この請願については意味のないものと判断し、不採択を主張します。

## 【意見終結】

#### 【採 決】

川辺委員長

請願第5号については、挙手なしと認め、不採択とすべきものと決す

る。

#### 【請願第6号の意見】

粕谷委員

請願第6号についても、先ほど質疑の中で、市が出せる情報としましては、出せる範囲内で公表はしているということ、また、新型コロナが原因なのか、ワクチンが原因なのか、その因果関係もはっきり分からない中で、市民が正しく自己判断できるよう開示することを求めるという形で記載になってますけど、なかなかこの辺は難しいと思い、不採択を主張します。

#### 【意見終結】

#### 【採 決】

川辺委員長

請願第6号については、挙手なしと認め、不採択とすべきものと決する。

休 憩(午後3時23分)

※休憩中に協議会を開催

再 開(午後3時36分)

#### ○閉会中の継続審査申出の件について(特定事件)

川辺委員長

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うこと と決定した。

#### ○視察について

川辺委員長

「重度障害者等就労支援特別事業」ついて、他市の事例を研究するため、視察を行うことでよろしいでしょうか。

(委員了承)

川辺委員長

なお、日時、視察先等については、正副委員長に一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員了承)

散 会 (午後3時37分)

# 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和5年第4回(12月)定例会

# 健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について (低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療)
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について